

NPO 法人 想 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人想という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府守口市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、現代社会における地縁、血縁の希薄化や経済的、心理的困窮に伴う社会的孤立を深刻な課題と捉え、匿名性を担保した無料電話相談事業を主軸とする多角的な支援を行い、誰もが排除されることなく、地域社会の中で安心して共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 匿名性を担保した無料電話相談事業
 - ② 生きづらさや社会的孤立に関する情報発信及び啓発事業
- (2) その他の事業
行わない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に

関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	井上高暢
理事	笠原めぐみ
理事	前田優人
監事	前田真理子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年1月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年10月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 0円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 1口1,000円 5口以上 |

役員名簿

NPO 法人 想

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	<small>いのうえ たかのぶ</small> 井上 高暢		無
理事	<small>かさはら</small> 笠原 めぐみ		無
理事	<small>まえだ ゆうと</small> 前田 優人		無
監事	<small>まえだ まりこ</small> 前田 真理子		無

設 立 趣 旨 書

NPO 法 人 想
設 立 代 表 者 井 上 高 暢

1 趣 旨

現代社会において、人々の生活スタイルは多様化し、個人の自由が尊重される一方で、地域社会における地縁や血縁といった伝統的なコミュニティの機能は著しく低下しています。この繋がり希薄化は、経済的困窮、精神疾患、児童虐待、さらには犯罪、非行の背景にある社会的孤立という深刻な課題を浮き彫りにしています。また、生きづらさを抱える人々にとって、既存の相談窓口に足を運ぶこと自体が極めて高い障壁であり、彼らは助けてと言えないまま孤立を深め、その結果として、最悪の場合は犯罪や非行へと至る負の連鎖に陥っています。私たちは、こうした届かない声を拾い上げるため、声のセーフティーネットとしての無料電話相談事業を活動の主軸に据えます。電話という匿名性の高いメディアを通じて、まずは相談者の不安を全人的に受け止め、心理的安全性を確保します。私たちが目指すのは、単なる一時的な悩み相談ではありません。対話を通じて相談者の自己肯定感とレジリエンスを育み、必要に応じて地域社会や適切な支援機関へと緩やかに繋いでいく伴走型の居場所づくりです。この支援活動を、組織として公的な責任を負い、持続可能なガバナンスのもとで永続的に展開するため、法人格を取得いたします。これにより、関係機関との連携に不可欠な権利能力を担保し、相談者が安心して利用できる社会的な信頼の基盤を構築することといたしました。誰もが排除されず、声を出せる場所を確保することで、孤立による悲劇を未然に防ぎ、共生社会の基盤を構築することを目的に、ここに特定非営利活動法人を設立いたします。

2 申 請 に 至 る ま で の 経 過

本法人の設立メンバーは、これまで教育、福祉、司法、心理等の各分野において、困難を抱える人々への直接的な支援に携わってまいりました。日々の活動の中で私たちが痛感したのは、深刻な事態（孤独死、虐待、犯罪、非行等）に至る一步手前で、誰にも繋がることができずに立ち尽くしている人々が極めて多いという現実です。こうした課題を解決すべく、私たちは令和6年より、既存の支援制度から漏れ落ちてしまう層に適切に介入するための早期介入の在り方について協議を重ねてまいりました。その中で、匿名性が高く、心理的障壁が低い電話というメディアが、孤立を防ぐ第一歩として決定的に不足しているとの結論に至りました。この活動を責任ある組織として永続的かつ安定的に展開するため、ここに法人設立を申請いたします。

初年度事業計画書

成立の日から令和9年10月31日まで

NPO法人 想

I 事業の実施方針

当法人は、匿名性を担保した無料電話相談事業を主軸とし、経済的・心理的困窮に伴う社会的孤立の解消を目指す。設立初年度は、相談体制の整備および相談スキルの向上に注力するとともに、法人の知名度を高めるための広報活動を重点的に行う。活動原資については、設立当初の賛同会員の獲得および設立者等からの寄付金により確保し、健全かつ安定した事業運営の基盤を構築する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 匿名性を担保した無料電話相談事業

【内 容】 相談体制の安定化と、相談ニーズへの的確な対応。

【実施場所】 大阪府守口市南寺方南通1丁目7番38-B505号

【実施日時】 随時（相談員の配置状況等に基づき、週3回・各2時間程度実施）

【事業の対象者】 社会的孤立を感じている個人、悩みを持つ当事者およびその家族

【収 入】 200千円（寄付金・賛助会員費）

【支 出】 200千円（通信費・消耗品費等）

(2) 生きづらさや社会的孤立に関する情報発信及び啓発事業

【内 容】 SNS等を通じた情報発信による孤立問題の可視化と普及啓発。

【実施場所】 オンライン（SNS・Webサイト）

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 広く一般市民、潜在的な相談ニーズを持つ者

【収 入】 100千円（寄付金）

【支 出】 100千円（会議費、広告宣伝費等）

2 その他の事業

行わない。

翌年度事業計画書

令和9年11月1日から令和10年10月31日まで

NPO法人 想

I 事業の実施方針

初年度に構築した相談体制を継続しつつ、相談件数の増加に対応する。また、蓄積された課題を分析し、より専門的な相談支援ができるよう研修を充実させる。地域団体や関係機関との連携を深め、より包括的な相談ネットワークに形成に努める。2期目はさらなる賛助会員の増強や民間助成金の獲得に動き、財政基盤の強化を図る。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 匿名性を担保した無料電話相談事業

【内 容】 匿名性を担保した無料電話相談

【実施場所】 大阪府守口市南寺方南通1丁目7番38-B505号

【実施日時】 随時（相談員の配置状況等に基づき、週4回・各2時間程度実施）

【事業の対象者】 社会的孤立を感じている個人、悩みを持つ当事者およびその家族

【収 入】 250千円（寄付金・賛助会員会費）

【支 出】 250千円（研修費、事務経費等）

(2) 生きづらさや社会的孤立に関する情報発信及び啓発事業

【内 容】 SNS等を通じた情報発信による孤立問題の可視化と普及啓発。

【実施場所】 オンライン（SNS・Webサイト）

【実施日時】 随時

【事業の対象者】 広く一般市民、潜在的な相談ニーズを持つ者

【収 入】 150千円（寄付金・助成金）

【支 出】 150千円（啓発物作成・印刷費等）

2 その他の事業

行わない。

初年度活動予算書

NPO法人 想

成立の日から令和9年10月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	50,000	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	250,000		
施設等受入評価益	0	250,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
特定非営利活動に係る事業収	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			300,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	0		
通信費	60,000		
広告宣伝費	20,000		
消耗品費	100,000		
その他経費計	200,000		
事業費計		200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	0		
通信費	60,000		
広告宣伝費	10,000		
消耗品費	10,000		
その他経費計	100,000		
管理費計		100,000	
経常費用計			300,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度活動予算書

NPO法人 想

令和9年11月1日から令和10年10月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	100,000	100,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益	0	300,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4. 事業収益			
特定非営利活動に係る事業収益	0		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	0		
通信費	80,000		
広告宣伝費	30,000		
消耗品費	100,000		
その他経費計	260,000		
事業費計		260,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	0		
通信費	20,000		
広告宣伝費	20,000		
消耗品費	60,000		
その他経費計	140,000		
管理費計		140,000	
経常費用計			400,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0